森づくりグループ活動支援事業等の助成対象期間の変更

次の4事業について、令和7年度申請から、森づくり活動のメインシーズンの活動を切れ目なく支援するため、事業始期を前年度の 3月としたので御承知ください。

1 対象事業

① 県民参加の森づくり推進事業、② 森づくりグループ活動支援推進事業、③ 学校林活用推進事業、④ 海岸林保護団体活動支援事業

2 期間の改正案

対象事業	1	2,3,4			
	助成希望団体の責任において、 <mark>前</mark> 年度の3月1日から事業を実施	助成希望団体の責任において、 <mark>前</mark> 年度の3月1日から事業を実施			
事業始期	できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業に	できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業に			
	ついても交付の対象として申請できるものとする。	ついても交付の対象として申請できるものとする。			
事業終期	活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった	活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった			
	日の属する年度の12月28日のいずれか早い日までとする。	日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。			
報告•支	12月28日	2月15日			
出期限	12月28日	ZA 1 5 0			

3 期間改正のイメージ

① 県民参加の森づくり推進事業

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
R06	RO6年度申請											R07
R07	RO7年度申請										R08	

② 森づくりグループ活動支援推進事業、③ 学校林活用推進事業、④ 海岸林保護団体活動支援事業

	4	5	6	7	80	9	10	11	12	1	2	3
R06	RO6年度申請									R07		
R07	RO7年度申請								R08			